

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年8月20日)

[件名]

- 1 令和3年度「鳥取県防災力強化推進期間」に実施する行事等について  
(危機管理政策課) … 2
- 2 7月7日からの大雨等による被害状況等について  
(危機対策・情報課) … 5
- 3 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」  
の改定申入れについて  
(原子力安全対策課) … 6
- 4 島根原子力発電所を対象とした「緊急時対応」の確認について  
(原子力安全対策課) … 10
- 5 令和3年度鳥取県原子力防災訓練(船舶避難)の実施結果について  
(原子力安全対策課) … 17

危機管理局

## 令和3年度「鳥取県防災力強化推進期間」に実施する行事等について

令和3年8月20日  
危機管理政策課

全国においては、9月1日は関東大震災にちなんで「防災の日」、8月30日から9月5日までは「防災週間」、11月5日は「津波防災の日」とされています。また、鳥取県においては、9月10日は鳥取地震、10月6日は鳥取県西部地震、10月21日は鳥取県中部地震が発生した日です。

また、9月や10月は台風の上陸も多いことなどから、県では、9月～11月を「鳥取県防災力強化推進期間」と定めて、地震・津波対策及び豪雨対策等防災対策を強化する取り組みを県だけでなく、市町村、団体などにおいても実施していただくこととしています。

昨年度に引き続き、コロナ禍に配慮しつつ次のとおり予定しています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、開催方法の工夫による対応や延期の可能性があります。

### 【1 各種訓練】

実施日	主催者等	行事名	実施内容	場所	問合せ先
9月5日 (日)	若桜町	若桜町防災訓練	全集落を対象に、大雨を想定した避難訓練を実施し、防災体制の確立と防火意識の高揚を図る。また、土嚢積み等の水防訓練、避難所運営等の訓練を実施する。	若桜町第一町民体育館 若桜町ふれあい広場他 町内全域 (若桜町)	若桜町総務課
同上	北栄町	北栄町総合防災訓練	水害を想定し、住民向けの総合防災訓練を実施する。	大栄農村環境改善センター (北栄町)	北栄町総務課 情報防災室
10月3日 (日)	日吉津村、 日吉津村 社会福祉 協議会、鳥 取大学医 学部附属 病院、鳥取 県	日吉津村防災訓練	地震を想定した村全体の防災訓練を実施する。今年度は福祉避難所の設置・運営等の訓練を併せて実施予定。	日吉津村役場他 (日吉津村)	日吉津村総務課
同上	日南町	日南町総合防災訓練	土砂災害を想定した避難訓練等を行う。	町内全域 (日南町)	日南町総務課
同上	日野町	日野町全町一斉防災訓練	町全体で防災への意識を維持するための訓練を実施する。町の災害対策本部と自治会、自主防災組織との連携を確認するとともに、自治会、自主防災組織で消防設備や避難経路等の確認、防災訓練を行い、地域の防災力を高める。	役場庁舎及び各自治会 (日野町)	日野町総務課
10月31日 (日)	湯梨浜町	湯梨浜町総合防災訓練	湯梨浜中学校を指定避難所と想定し、1集落を対象とした避難訓練を実施する。 併せて大規模火災を想定した消防団の消火訓練を行う。	湯梨浜中学校 (湯梨浜町)	湯梨浜町総務課

10月下旬	江府町	江府町総合防災訓練	町民を対象とした避難訓練を行う。	町内全域 (江府町)	江府町総務課
11月7日 (日)	智頭町	智頭町消防団総合訓練	消防団員の基礎的な訓練を行い、消防機械器具の操作及び取扱い要領の徹底を図る。	智頭町民運動場 (智頭町)	智頭町総務課
11月上旬	岩美町	岩美町防災訓練	地震・津波を想定した総合訓練を行う。	岩美南小学校 (岩美町)	岩美町総務課
秋ごろ	鳥取県 岡山県 三朝町 鏡野町	原子力防災訓練	人形峠環境技術センターに係る原子力事故を想定した初動対応訓練等を実施する。	鳥取県庁、 中部総合事務所、上齋 原オフサイトセンター	鳥取県 原子力安全対策課

※例年開催していた「とっとり防災フェスタ」は、新型コロナウイルス対策に配慮して、集客を伴わない自治体と防災関係者による合同防災訓練に変更します。

## 【2 啓発活動等】

実施日	主催者等	行事名	実施内容	場所	問合せ先
9月8日 (水)	鳥取消防署	令和3年度救急フェア	「救急の日」及び「救急医療週間」に伴い、応急手当の知識と技術の普及、併せて防災意識の啓発を行う。	鳥取市役所 本庁舎 (鳥取市)	鳥取消防署
9月11日 (土)	東部消防局	東部消防局救急医療講習会	「救急の日」及び「救急医療週間」に伴い、一般住民を対象とした応急手当の普及啓発を行う。	東部消防局 (鳥取市)	東部消防局警防課
9月16日 (木) 17日 (金)	鳥取県	令和3年度鳥取県放射線研修会	原子力災害時にUPZ内住民の避難先となる東部・中部地域の住民が原子力災害に対する正しい知識を持つことで、避難受入体制の整備につなげられるよう放射線の基礎や人体・環境への影響などについての研修会を開催する。	倉吉体育文化会館(16日:倉吉市)  鳥取県東部庁舎(17日:鳥取市)	鳥取県 原子力安全対策課
9月25日 (土)	鳥取県	消防団員向け原子力防災研修	原子力災害時に、住民等に対する広報及び避難等の誘導の業務に従事いただく米子・境港両市の消防団員向けに放射線防護のために必要な基礎知識などについて研修会を開催する。	国際ファミリープラザ (米子市)	鳥取県 原子力安全対策課
9月26日 (日)	鳥取県、一般財団法人消防防災科学センター	令和3年度鳥取県地域防災推進大会	防災活動に特に功績・功労が認められる団体等を表彰すると共に、有識者による講演を行うことにより、防災活動への住民参加の促進等を図り、地域防災力の充実強化を図る。	ホテルセントパレス倉吉 (倉吉市)	鳥取県消防防災課

10月10日 (日) 予定	鳥取県、日野ボランティア・ネットワーク	鳥取県西部地震から21年フォーラム(仮称)	鳥取県西部地震の貴重な体験を後世に伝え、防災意識の普及啓発を図ることにより、自助・共助による地域での助け合い活動を推進する。	日野町内 (日野町)	鳥取県消防防災課
10月21日 (木) 予定	鳥取県、藤田学院	鳥取県中部地震5年フォーラム(仮称)	鳥取県中部地震から5年となる10月21日に県中部地震で培われた経験を踏まえ、「誰一人取り残さない」災害対策を若者とともに考え、情報発信する。	藤田学院 鳥取短期大学・鳥取看護大学キャンパス (倉吉市)	鳥取県 危機管理政策課
11月6日 (土) 7日 (日)	鳥取県	令和3年度防災士養成研修 〈西部会場〉	平常時には自助・共助の考え方や取組を広げるとともに、災害時には共助の取組の指導や助言を行いうる「防災士」を養成する研修会を開催する。	新日本海新聞社西部本社 (米子市)	鳥取県消防防災課
11月20日 (土) 21日 (日)		令和3年度防災士養成研修 〈中部会場〉		倉吉体育文化会館 (倉吉市)	

## 7月7日からの大雨等による被害状況等について

令和3年8月20日

危機対策・情報課

### 1 気象の概況

#### (1) 7月7日からの大雨

- ・山陰沿岸に停滞する梅雨前線の影響により、7月7日から11日にかけて県西部・中部を中心に全県で激しい雨が降り続いた。
- ・12日から13日にかけては、前線に流入する暖かく湿った空気と強い寒気により、県西部で局所的に激しい雨が降った。
- ・この間、県内全域に大雨警報が、16市町に土砂災害警戒情報が発表されたほか、7日には線状降水帯の発生に伴う「顕著な大雨に関する情報」が県内で初めて発出された。
- ・降り始めからの総降水量が500ミリを超え、7月の月降水量の平年値の2倍を超えた所が複数あるなど、記録的な大雨となった。

※降り始めからの降水量：境港市(境)520mm(7月平均の2.4倍)、鳥取市(鹿野)512mm(同2.1倍)

※1日の降水量：倉吉市(倉吉)325.5mm(年間1位を更新)、大山町(塩津)276.5mm(同左)等

※1時間降水量：境港市(境)80.5mm(年間1位を更新)、倉吉市(関金)53.5mm(7月1位を更新)等

#### (2) 台風第9号

- ・8月9日に広島県に上陸した台風第9号が温帯低気圧となり、その後本県付近を通過して日本海に抜けたことにより、県内では9日から10日にかけて風雨が強まった。
- ・岩美町、倉吉市で観測史上最大の強風となったほか、各地でこれまでの8月1位の風速を更新する強風が観測された。

※最大瞬間風速の年間1位を更新：倉吉市(倉吉)32.9m/s、岩美町(岩井)29.2m/s

※最大風速の8月1位を更新：鳥取市(湖山)、岩美町(岩井)、倉吉市(倉吉)、大山町(塩津)

#### (3) 8月13日からの大雨

- ・中国地方まで北上した前線が、8月12日から15日にかけて西日本付近に停滞し、前線に向かって流れ込む暖かく湿った空気の影響で山地を中心に広範囲で大雨となった。また、16日からは再び前線の影響で中部・西部を中心に降雨があった。
- ・県内では、短時間強雨はなかったものの、長期間の降雨により多くの地点で記録的な累積雨量となり、東部・西部地域の9市町に土砂災害警戒情報が発表された。

※72時間降水量8月1位を更新：日南町(茶屋)310mm、鳥取市(佐治)309mm、智頭町(智頭)302mm等

### 2 被害の概況

#### (1) 主な被害等の状況(8月16日時点)

区 分		7月7日からの大雨	台風第9号	8月13日からの大雨
人的被害	死者	—	—	—
	負傷者	重傷者1人、軽傷者3人	重傷者1人	—
住家被害	一部破損	2棟	31棟	—
	床上浸水	22棟	—	—
	床下浸水	219棟	—	—
非住家被害		71箇所	5箇所	—
避難情報	高齢者等避難	83,523世帯(202,637人)	—	6,593世帯(15,804人)
	避難指示	64,060世帯(152,989人)	—	48世帯(113人)
	緊急安全確保	697世帯(1,529人)	—	—
避難所の開設(避難者数)		延べ194箇所(815人)	延べ24箇所(2人)	延べ58箇所(7人)
孤立集落の発生		5地区(38世帯99人)	1地区(5世帯6人)	—
停電の発生		16件(約23,240戸)	17件(約14,240戸)	4件(約6,080戸)

※「避難情報」は、情報種別ごとの対象世帯数及び人数(延べ数)

※「避難者数」は、定時調査時点において最大時の人数

(2) 公共土木施設被害 … 県土整備部報告資料のとおり

(3) 農林水産関係被害 … 農林水産部報告資料のとおり

# 「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」の改定申入れについて

令和3年8月20日  
原子力安全対策課

8月11日、中国電力は島根県周辺3市から同社に申入れのあった安全協定の改定について、3市に対応を回答し、同日、本県にその内容について報告がありました。

本県では、この機会に改めて中国電力に対して、立地自治体と同等の安全協定への改定について文書による申入れ（8回目）を行いました。

## 1 中国電力の報告概要

- (1) 日時・場所 8月11日（水）13：30～13：45、鳥取県庁・第4応接室  
(2) 出席者 中国電力株式会社 鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長 藪根 剛  
鳥取県副知事 亀井一賀

### (3) 報告内容

- 安全協定改定については具体的検討を進めており、島根県側3市（出雲市、雲南市、安来市）への対応がまとまったことから、本日（8/11）、3市の副市長に説明を行った。
- 3市への対応は以下のとおり。
  - ①「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」について、市民の安全確保のため、立地自治体と同様、詳細な情報も周辺自治体へ連絡することとする。
  - ②「立入調査」は、原子力災害対策特別措置法の「立入検査」と同様に広域自治体である島根県が代表して行っていただくのが望ましい。各市には「現地確認」を行っていただくが、これに加えて、島根県に「立入調査」の実施を要請していただく仕組みとする。
  - ③「適切な措置の要求」は、「立入調査」を行う島根県が各市に意見を聞いた上で、措置要求を実施していただくこととする。
  - ④「計画等に対する事前了解」は、見直すことは困難であり、現行規定の運用で対応する。

## 2 協定改定の申入れ

### (1) 県からの申入れ

- 立地自治体と同じ協定となるように改定すべく、平成24年11月1日に貴社に申入れを行い、これまで本県、米子市、境港市から重ねて申し入れているところ。
- 貴社からの正式な回答はいまだ連絡はなく、これまでの申入れに応じてこられない貴職の対応は甚だ遺憾。改めて具体的検討を進めるとともに、協定改定を速やかに行うことを強く求める。
- なお、この件は、島根原子力発電所2号機の再稼働判断に影響を与えるという考え方を、改めて申し伝える。

### (2) 中国電力の回答

- 鳥取県、米子市、境港市の協定改定については鋭意具体的な検討を進めているが、島根県側と違い、広域自治体（県）が協定に加わっているため、時間を要している。
- 今回改めて早期に改定するよう要請をいただいた。対応がまとまり次第、速やかに回答する。

### 〔参考1〕知事コメント（8/11公表）

「安全協定改定については、鳥取県には未だ連絡はなく、中国電力は具体的検討を進めるべきだ。立地自治体の協定と比べ一部文言に差があり、あらためて中国電力に対して安全協定改定を強く求める。なお、安全協定改定の如何によって、島根原発2号機の再稼働判断に影響を与えるという考え方を、中国電力に対し伝えている。」

### 〔参考2〕安全協定の改定について

- ・本県の安全協定については、協定の運用において立地自治体と同様の対応を行うことを中国電力にも文書（H25.3.15）で確認している。しかしながら、協定の文言の差\*について県民や県議会に疑問の声が挙がっていることから、立地自治体と同じ協定への改定について中国電力と交渉を続けており、これまでに7回にわたり文書による申入れを行っている。（文書申入れは今回で8回目）

※鳥取県と島根県の安全協定の主な文言の差異は次のとおり（括弧内が鳥取県の状況）。

- ①計画等に対する事前了解（事前報告）
- ②立入調査（現地確認）
- ③立入調査後の措置要求（意見提出）
- ④核燃料物質等の輸送計画の事前連絡項目（日時・経路等の詳細情報がない）



第202100121105号  
防起第1139号-1  
発境自第55号  
令和3年8月11日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水希茂様

鳥取県知事 平井伸治  
(公印省略)

米子市長 伊木隆司  
(公印省略)

境港市長 伊達憲太郎  
(公印省略)

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定  
について(申入れ)

このことについては、平成24年11月1日に貴社に申入れを行い、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)を立地自治体と同じ安全協定となるように改定すべく、これまで本県、米子市、境港市から重ねて申し入れているところです。

安全協定改定については、貴社からの正式な回答はいまだ連絡はなく、これまでの申入れに応じてられない貴職の対応は甚だ遺憾であります。改めて具体的検討を進めるとともに、安全協定改定を速やかに行うことを強く求めます。

なお、この件は、島根原子力発電所2号機の再稼働判断に影響を与えるという考え方を、改めて申し伝えます。

2021年8月11日  
中国電力株式会社

「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」  
の改定申入れに係る検討状況について（ご報告）

平素より当社事業運営，とりわけ島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，平成24年11月1日に鳥取県，米子市および境港市から，「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）を立地自治体並みの協定に改定するようお申入れをいただいておりますが，同様のお申入れをいただいていた，出雲市，安来市および雲南市に，このたび，当社の対応を別紙のとおり取りまとめ，協議させていただくようお願いしましたので，報告いたします。

鳥取県，米子市および境港市からのご要請につきましても，現在，具体的な検討を進めており，準備が整い次第，回答させていただく所存です。

当社は，今後とも鳥取県民の皆さまの更なる安全・安心の確保に向け最大限取り組んでまいりますので，引き続き，ご理解，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（別紙）「安全協定に関する申入れに対する当社の対応（出雲市，安来市および雲南市に回答した内容）」

以 上



## 安全協定に関する申入れに対する当社の対応

平成30年7月4日に、申入れをいただきました立地自治体と同様の安全協定の締結に關しまして、立地自治体と規定が異なる4項目について、以下のとおり、対応させていただきます。

### 1. 安全協定第6条「核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡」

- 現行の安全協定では、輸送日時や経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から連絡を行っておりませんが、市民の皆さまの安全確保のために必要との考えから、立地自治体と同様、詳細な情報についても、連絡させていただくこととします。
- なお、核燃料物質等の輸送計画に係る詳細な連絡に係る規定は、安全協定運営要綱第4条に記しているため、見直しにあたっては、同要綱を改定することとさせていただきます。

### 2. 安全協定第10条「現地確認」

- 現在の安全協定において、発電所周辺の安全を確保するために必要があると認める場合には「現地確認」を実施していただいていることを踏まえ、「立入調査」につきましては、原子力災害対策特別措置法における「立入検査」と同様、島根県に、広域自治体として、出雲市、安来市および雲南市（以下、各市という。）を代表する立場で実施いただくことが望ましいと考えます。
- 上記を踏まえ、各市には、必要と判断された際には、これまでと同様「現地確認」を実施いただくことに加え、島根県に対して、「立入調査」の実施を要請いただくこととしたいと考えています。

### 3. 「適切な措置の要求」

- 「適切な措置の要求」は、「立入調査」の結果、可否を判断いただくものですが、各市においても「現地確認」を実施されることを踏まえ、島根県が「適切な措置の要求」を実施される際には、各市に対して意見を聞いていただくこととしたいと考えています。

### 4. 安全協定第5条「計画等の報告」

- 立地自治体の安全協定に規定する「計画等に対する事前了解」に見直すことは困難であり、現行の「計画等の報告」の規定の中で、引き続き、誠意をもって対応させていただきます。

なお、「立入調査の要請」および「措置要求の際の意見聴取」については、島根県に協力をいただくことが不可欠であるため、規定の方法等も含め、島根県とも協議のうえ、対応を進めさせていただくよう考えています。

以上

# 島根原子力発電所を対象とした「緊急時対応」の確認について

令和3年8月20日

原子力安全対策課

7月30日（金）に「島根地域原子力防災協議会」（内閣府）が初開催（テレビ会議）され、島根原子力発電所を対象とした原子力災害に関する「島根地域の緊急時対応」について、「原子力災害対策指針」等に照らして具体的かつ合理的であることの確認が行われました。

今後、内閣府は、防災基本計画に基づき、原子力防災会議（原子力基本法に基づき内閣に設置、議長：内閣総理大臣）の了承を得るため、協議会の確認結果を報告する予定です。

## 1 島根地域原子力防災協議会の開催について

(1) 日 時 令和3年7月30日（金）午後2時から午後3時まで

(2) 場 所 テレビ会議

(3) 出席者

### ア 構成員

内閣府政策統括官（原子力防災担当）、各省庁審議官等、島根県副知事、鳥取県副知事

### イ オブザーバー

松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、中国電力株式会社

(4) 議 題 「島根地域の緊急時対応」の確認について

(5) 結 果

- ・関係自治体、関係省庁、関係機関の対応を含む「島根地域の緊急時対応」について、現時点において原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることが確認された。
- ・出席した亀井副知事から、本県における原子力災害時の緊急対応に係る避難先や輸送手段の確保状況、避難の円滑化対策、感染症に関連した原子力防災訓練の実施等の取組についてのほか、原子力防災に係る国の技術的・財政的支援や安全協定等について発言した。
- ・今後も引き続き、訓練の実施とその結果を踏まえた、より一層の計画の具体化・充実化を関係自治体と国が一体となって進めていくことを確認した。

## 2 参考

### (1) 島根地域原子力防災協議会について

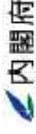
平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして、全ての関係省庁と地域防災計画等を策定する関係自治体等が参加する「地域原子力防災協議会」を設置することとし、島根地域においても「島根地域原子力防災協議会」が設置された。

### (2) 島根地域の緊急時対応について

原子力災害に関して原子力災害対策重点区域を含む県・市の地域防災計画・避難計画等や国の対応等の内容を整理し、とりまとめたもの。

防災基本計画に基づき、内閣府、地方公共団体等は、「緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らし具体的かつ合理的であることを協議会で確認し、内閣府は、全閣僚と原子力規制委員長等で構成される「原子力原子力防災会議」（原子力基本法に基づき内閣に設置、議長：内閣総理大臣）に確認結果を報告し、了承を得る。

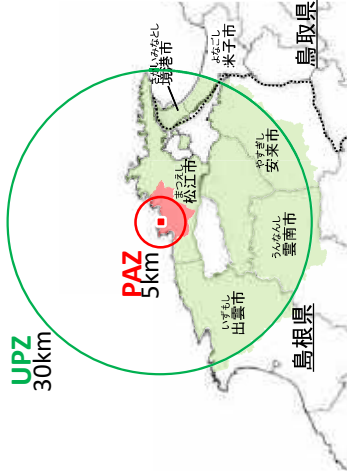
# 島根地域の緊急時対応（概要版）①原子力災害対策重点区域・広域避難先



島根地域原子力防災協議会  
令和3年7月30日策定

## 1. 島根地域の原子力災害対策重点区域

- ▶ 島根地域における原子力災害対策重点区域(概ね半径30kmの範囲)の人口は457,496人(令和2年12月末時点)。
- ▶ PAZ内の人口は9,487人(島根県松江市)。
- ▶ UPZ内の人口は島根県及び鳥取県の関係6市448,009人。



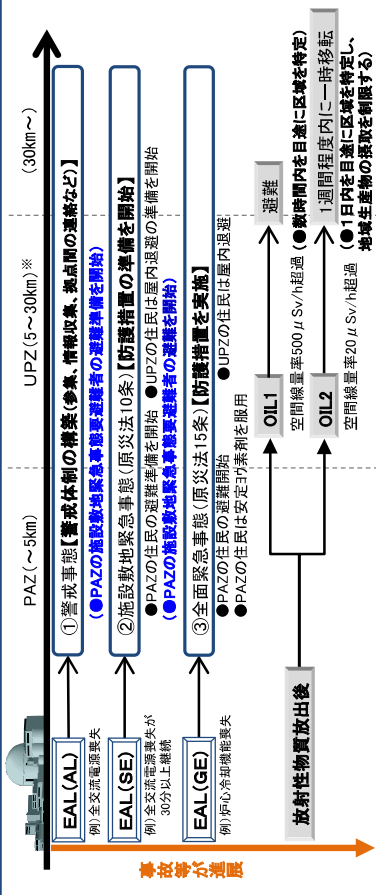
関係県	PAZ内	UPZ内	合計
	(概ね5km)	(概ね5～30km)	
島根県	9,487人	376,891人	386,378人
鳥取県		71,118人	71,118人
<b>合計</b>	<b>9,487人</b>	<b>448,009人</b>	<b>457,496人</b>

※冷却告示の対象となる1号機は概ね5km圏内がUPZとなる。

出典：地理院地図(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成  
 ※PAZ(予防的防護措置を準備する区域)・Precautionary Action Zone  
 ※UPZ(緊急防護措置を準備する区域)・Urgent Protective Action Planning Zone

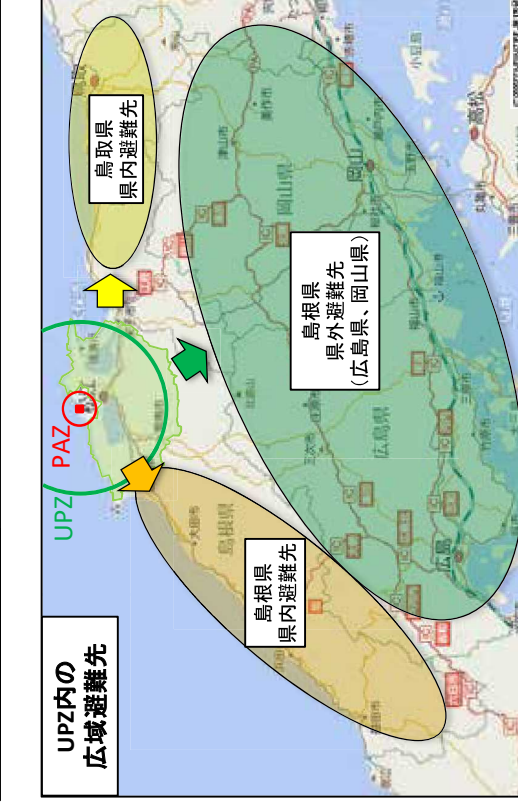
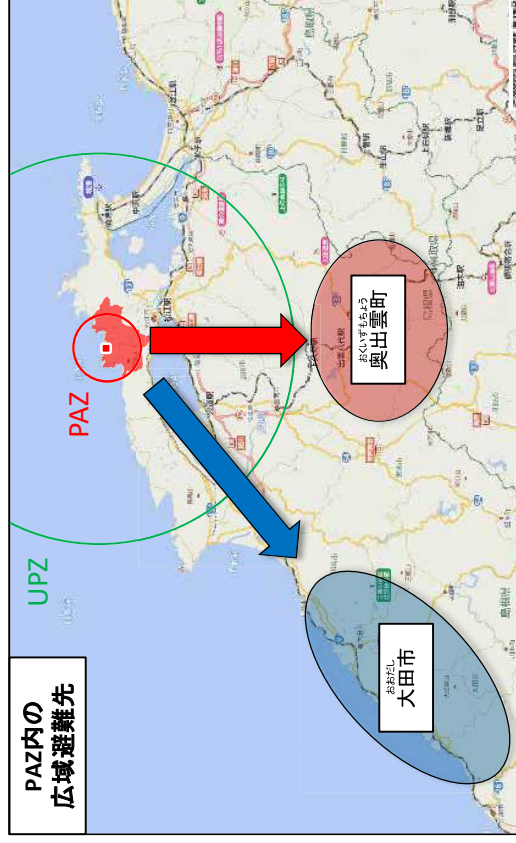
## 2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- ▶ 緊急事態の初期対応段階においては放射性物質放出前から原子力施設の状態に応じて、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ▶ 原子力施設は緊急時モニタリングの結果に基づいて初期対応段階における防護措置(原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う)。
- ▶ 施設敷地緊急事態警報発令者は、EAL(SE)の段階から避難を開始する。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、避へい物質の高い建物等に屋内退避する。
- ▶ OIL(Operational Intervention Level)による放射性物質放出後における防護措置
- ▶ 国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げ、モニタリングを開始。放射性物質放出後、防護措置の実施基準(OIL)に基づきモニタリング結果から区域を特定し、PAZ外の住民の防護措置を実施。



## 3. PAZ及びUPZの各自自治体における広域避難先

- ▶ PAZ、UPZ内の各市の住民の避難先は、県内外で確保。
- ▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



※自然災害等によりあらかじめ定められた避難先に避難できない場合は、鳥根県、鳥取県又は国が調整の上、代替避難先を確保。

# 島根地域の緊急時対応（概要版）

## ②PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数 (支援者数)	避難等の流れ		備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	
施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難開始 PAZ（発電所から概ね5km圏内）	医療機関、社会福祉施設の入所者	551人 (489人)	<p>対象施設 (15施設) 551人</p> <p>＜避難可能な者：125人＞ 支援者とともにバス5台、福祉車両28台で避難(125人)</p> <p>＜避難の実施により健康リスクが高まる者：426人＞ (放射線防護対策を講じた自施設で屋内退避(426人))</p>	<p>避難先施設 (広域福祉避難所 14施設、医療機関 23施設)</p> <p>放射線防護対策施設 (社会福祉施設 6施設、医療機関 1施設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設ごとに避難計画を策定済み。</li> <li>避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。</li> </ul>
	在宅の避難行動要援者 <sup>※1</sup>	479人 (479人)	<p>避難準備を開始</p> <p>一時集結所 (13か所)</p> <p>支援者とともにバス3台で避難(51人)</p> <p>支援者の車両で避難(353人)</p> <p>＜避難可能な者：404人＞</p> <p>＜避難の実施により健康リスクが高まる者：75人＞ 福祉車両75台で避難(75人)</p>	<p>避難先施設 (15施設)</p> <p>避難経由所 (8か所)</p> <p>放射線防護対策施設 3施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難可能な者は、避難経由所を経由して、指定された避難先へ避難。</li> <li>避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動し、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。</li> </ul>
	その他の施設敷地緊急事態 <sup>※2</sup> 要避難者	779人	<p>一時集結所 (13か所)</p> <p>バス3台で避難(99人)</p> <p>自家用車で避難(680人)</p>	<p>避難先施設 (47施設)</p> <p>避難経由所 (8か所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定30薬剤を服用できないと医師が判断した者は、施設敷地緊急事態で避難を開始。</li> </ul>
学校・保育所等の児童等	一般住民 <sup>※3</sup>	1,813人 (340人)	<p>対象施設 (12施設) 1,813人</p> <p>＜警戒事態で保護者へ引渡しができなかった児童等＞ 放射線物質放出後、一時移動等対象区域となった場合</p> <p>緊急退避所 松江市総合体育館 (予備：くまびきマッセ)</p> <p>最大バス62台で避難(1,813人)</p> <p>保護者<sup>※4</sup>引渡し</p>	<p>避難先施設 (47施設)</p> <p>避難経由所 (8か所)</p> <p>バス(職員同乗)により移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態で授業を中止し、保護者に引渡し。</li> <li>警戒事態で保護者への引渡しができず、施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることが見込まれる場合、PAZ外の緊急退避所に移動し、保護者に引渡し。</li> <li>緊急退避所で引渡しができず一時移動等対象区域となった場合、避難先で保護者に引渡し。</li> </ul>
			9,487人	<p>一時集結所 (13か所)</p> <p>バス40台で避難(1,196人)</p> <p>自家用車で避難(8,291人)</p> <p>保護者<sup>※5</sup>引渡し</p> <p>対象者 9,487人</p> <p>一般住民の避難準備を開始</p>	<p>避難先施設 (47施設)</p> <p>避難経由所 (8か所)</p>
PAZ内人口		9,487人			

※1 在宅の避難行動要支援者のうち、施設敷地緊急事態要避難者が対象

※2 妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要がある者、安定30薬剤を服用できないと医師が判断した者

※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口

※4 警戒事態に至った時点で対象施設において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保護者とともに避難開始

※5 施設敷地緊急事態に至った若しくは同事態となることを見込まれる場合、緊急退避所において保護者へ引渡した学校・保育所等の児童等について、保護者とともに緊急退避所で待機し、全面緊急事態で避難開始

# 島根地域の緊急時対応（概要版） ③UPZにおける屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	警戒事態	施設敷地緊急事態	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ	備考
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	医療機関の入所者	島根県 5,835人 鳥取県 326人 合計 6,161人	全面緊急事態	全面緊急事態 OIL2となった場合※2		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設ごとの避難計画等に基づき、島根県及び鳥取県が関係機関と調整した避難先へ移動。</li> </ul>
	社会福祉施設の入所者	島根県 9,255人 鳥取県 1,327人 合計 10,582人				<ul style="list-style-type: none"> <li>施設ごとの避難計画等で定めている避難先へ移動。</li> </ul>
	在宅の避難行動要支援者	島根県 32,125人 鳥取県 6,995人 合計 39,120人				<ul style="list-style-type: none"> <li>避難先自治体が準備した避難先へ移動。</li> <li>避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した施設へ移動。</li> </ul>
	学校・保育所等の児童等	島根県 58,662人 鳥取県 8,712人 合計 67,374人				<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態以降、又は施設敷地緊急事態の段階で、児童等の帰宅、又は保護者への引渡しを開始。</li> <li>保護者に引渡しができなかった場合、全面緊急事態で屋内退避を実施。その後の指示に基づき避難先へ移動し、保護者に引渡し。</li> </ul>
	一般住民※1	島根県 376,891人 鳥取県 71,118人 合計 448,009人				<ul style="list-style-type: none"> <li>避難計画で定めている避難先へ移動。</li> <li>自家用車や県が確保したバスで移動。</li> </ul>
UPZ内人口	448,009人				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     島根県及び鳥取県がそれぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や国の支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。                 </div>	

※1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口  
 ※2 OIL2を例に示したもの。UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロンメートルを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民の一時移転を実施  
 住民は、一時移転を実施。一時移転に際しては、避難区域時検査を実施した上で、必要に応じ避難経路を經由し避難先まで移動

# 島根地域の緊急時対応（概要版） ④島根地域の現状に合わせた対策

## 1. PAZIにおける対応

- 避難が必要となった場合、自家用車で避難する住民は、松江市の3地区（鹿島地区、生馬地区、古江地区）については、大田市内の避難経路を経由し、避難先へ避難。島根地区については、奥出雲町内の避難経路を経由し、避難先へ避難。
- バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所へ集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて、避難経路を経由し、避難先へ避難。

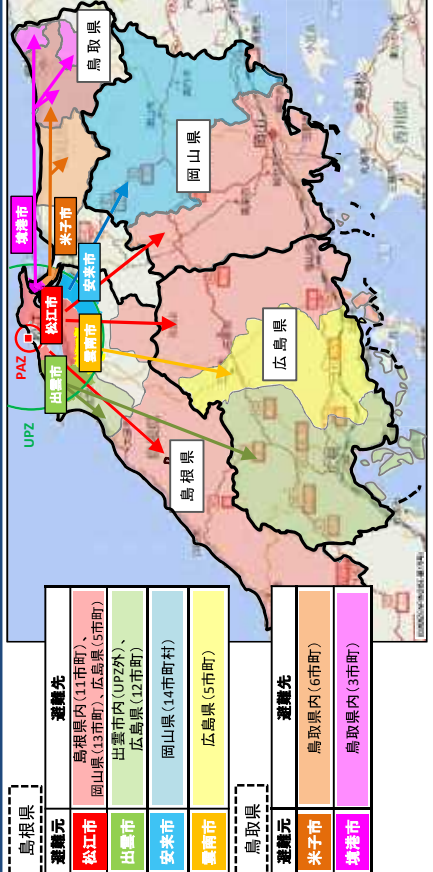
避難先	避難先施設	
	避難経路所	避難先施設
松江市	鹿島地区	3か所
	生馬地区（一部）	1か所
古江地区（一部）	大田市	11か所
	島根地区（一部）	3か所
島根地区（一部）	奥出雲町	14か所
	奥出雲町	21か所

（凡例）避難経路所  
 ● 大田市避難経路所（鹿島地区）  
 ● 大田市避難経路所（生馬地区）  
 ● 大田市避難経路所（古江地区）  
 ● 奥出雲町避難経路所（島根地区）



## 2. UPZIにおける対応

- 全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施。その後、一時移転等の指示があった場合、一時移転等を実施。
- 島根県内の住民については、島根県内又は岡山県、広島県の避難先へ一時移転等を実施。鳥取県内の住民については、鳥取県内の避難先へ一時移転等を実施。
- 避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、島根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を行う。



## 3. 避難を円滑に行うための対応策

- 島根県では、島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一齐に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、スマートフォンの「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとの避難先施設までの経路等のほか、道路の渋滞情報などを提供。



## 4. 避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や分離を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合（PAZIの例）>

感染者（重症者）	避難先	避難先施設	
		避難経路所	避難先施設
感染者（重症者）	避難先施設	避難経路所	避難先施設
それ以外の者	避難先施設	避難経路所	避難先施設

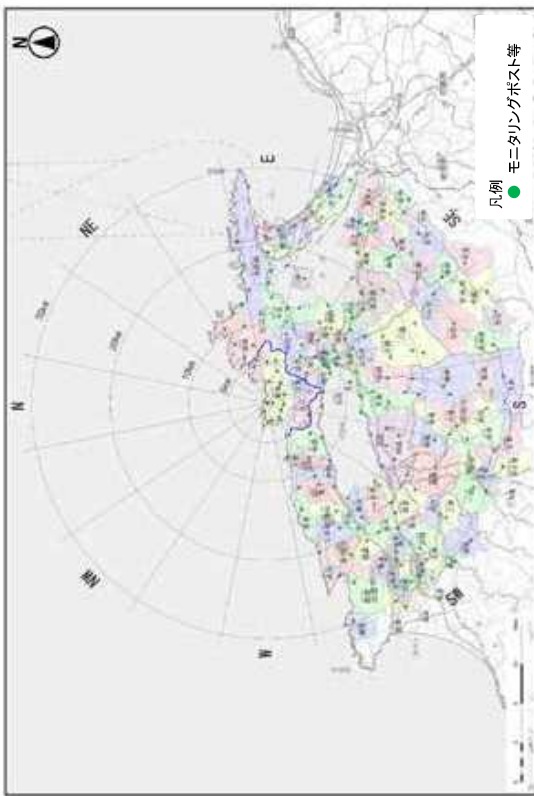
※濃厚接触者、発熱者の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

# 島根地域の緊急時対応（概要版）

## ⑤住民の安全確保に向けた主な対策

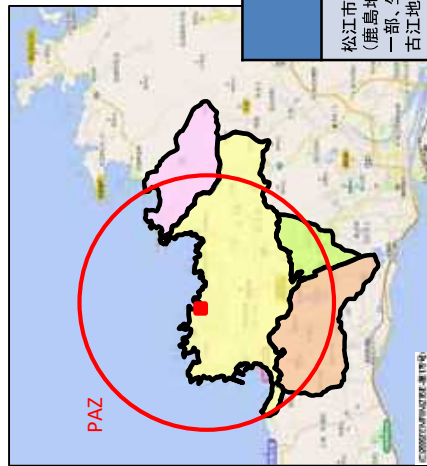
### 1. 島根地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリング地点175地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位ごとに関連付けを行っている。



### 2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び松江市では、PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布を実施。
- 令和3年4月現在、PAZ内の住民40歳未満の者に対し、1,656人に配布。



#### <安定ヨウ素剤事前配布説明会>

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布。

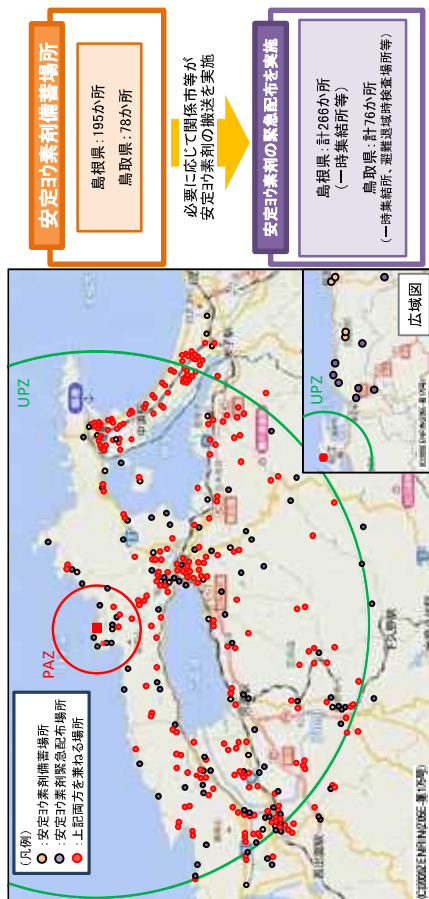


(事前配布説明会の様子)

対象地区	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済者
松江市 (鹿島地区、島根地区の一部、生馬地区の一部、古江地区の一部)	2,726人	1,656人

### 3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 島根県及び鳥取県では避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、計273施設に備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、関係市等は備蓄場所から一時集積所等に設置する緊急配布場所（計342か所）に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。



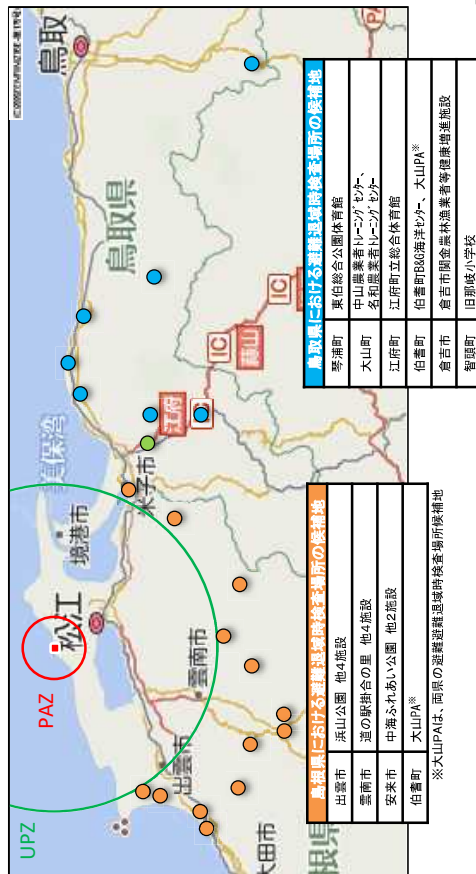
安定ヨウ素剤備蓄場所  
鳥根県：185か所  
鳥取県：78か所

必要に応じて関係市等が  
安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施  
鳥根県：計266か所  
(一時集積所等)  
鳥取県：計76か所  
(一時集積所、避難退域時検査場所等)

### 4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 鳥根県、鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、候補地をあらかじめ準備。（全21か所※）



#### 鳥根県における避難退域時検査場所の候補地

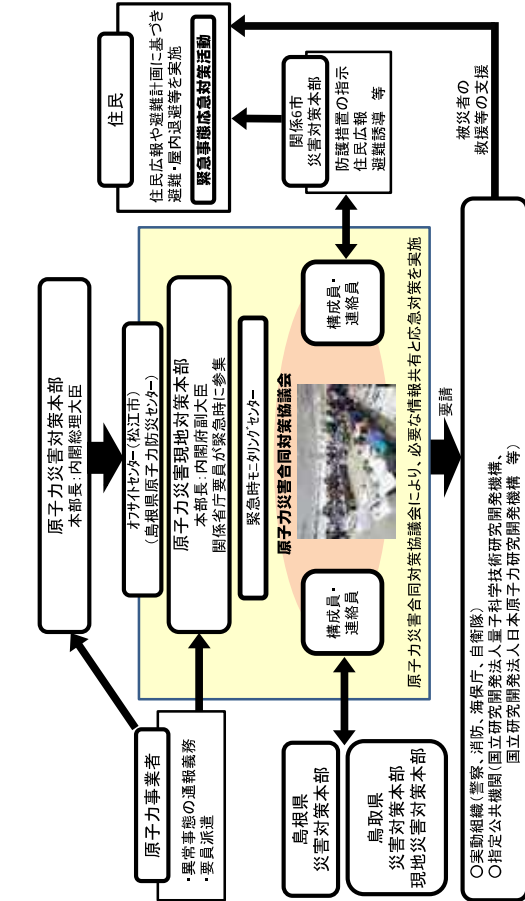
出雲市	浜山公園 他4施設
雲南市	道の駅掛合の里 他4施設
安来市	中海ふれあい公園 他2施設
伯耆町	大山PA※

※大山PAは、両県の避難退域時検査場所候補地

#### 鳥取県における避難退域時検査場所の候補地

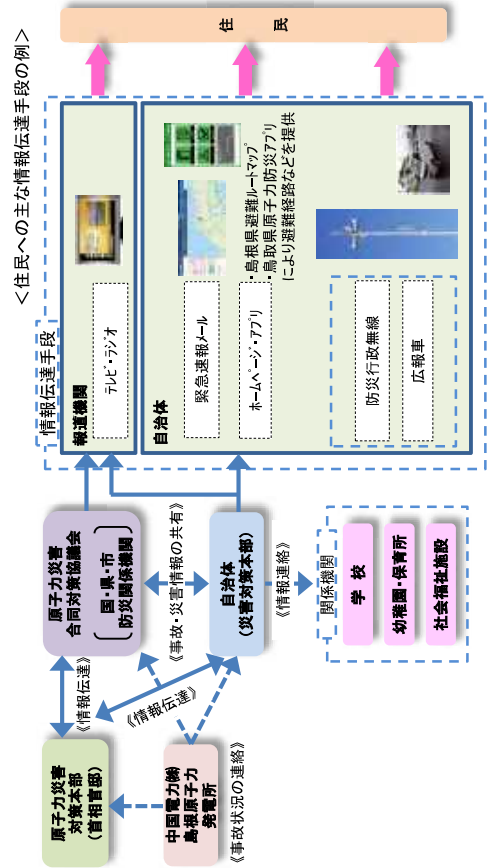
琴浦町	東伯総合公園体育館
大山町	中山農業センター・むか、 名和農業センター・むか、
江府町	江府町立総合体育館
伯耆町	伯耆町臨海海洋クラブ、大山PA※
倉吉市	倉吉市県立森林遊業等健康増進施設
智頭町	田那岐小学校

### 1. 緊急時対応体制



### 2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨリ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部等から関係自治体に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 自治体は、防災メール、防災行政無線、広報車等の複数の情報伝達手段を活用し、住民へ情報を繰り返し伝達。



### 3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対応班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。



### 4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 警察組織
  - 現地派遣要員の輸送車両の先導
  - 避難住民の誘導・交通規制
  - 避難指示区域への立入制限等
- 消防組織
  - 避難行動要支援者の搬送の支援
  - 傷病者の搬送
  - 避難指示の伝達
- 海上保安庁
  - 巡視船艇による住民避難の支援
  - 緊急時モニタリング支援
  - 船舶等への避難指示の伝達
  - 海上における警戒活動
- 防衛省
  - 緊急時モニタリング支援
  - 被害状況の把握
  - 避難の援助
  - 人員及び物資の緊急輸送
  - 緊急時の避難退避域時検査及び簡易除染
  - 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



## 令和3年度鳥取県原子力防災訓練（船舶避難）の実施結果について

令和3年8月20日  
原子力安全対策課

令和3年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）のうち船舶による避難訓練について、8月8日（日）に海上自衛隊及び海上保安庁の全面的な協力を得て実施しました。

原子力災害時の船舶による避難は、海象等の影響を受けやすいなど不確定要素が多いため鳥取県の広域住民避難計画では補完的手段と位置付けていますが、今回の訓練で得られた教訓を踏まえて避難計画のさらなる深化に繋げていきます。

なお、訓練に際しては、新型コロナウイルスの感染防止対策に万全を期しました。

### 1 目的

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等において、自家用車・バスによる避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けており、海上自衛隊及び海上保安庁の協力の下、連携要領、船舶への乗降や車両搭載・卸下手順の確認並びに港湾使用に係る関係機関との調整方法等の確立及び検証を行うことを目的とする。

### 2 日時 8月8日（日）午前7時～正午

### 3 場所 鳥取港千代3号岸壁（鳥取市）、境港近海 ※境港岸壁での乗船等は実施なし

### 4 参加機関

県、海上自衛隊舞鶴地方総監部、第8管区海上保安本部境海上保安部、鳥取市  
多用途支援艦「ひうち」（海上自衛隊）、巡視船「おき」（境海上保安部）

### 5 主要訓練項目

- ・船舶避難に係る関係機関との連絡要領の確認
- ・船舶への乗降船及び災害復旧用車両の搭載・卸下手順の確認、避難先となる鳥取港の使用習熟（多用途支援艦「ひうち」）
- ・ヘリコプターを使用した船舶からの緊急搬送手順の確認（巡視船「おき」）

### 6 訓練の流れ

原子力発電所で事故が発生し住民への避難指示が発令されたとの想定で訓練を実施。

- ・海上自衛隊艦艇は、鳥取港で中国電力ネットワーク株式会社の災害復旧用車両1台を甲板に搭載後、鳥取港近海を航海。
- ・海上保安庁巡視船は、境港近海で県防災ヘリの着艦訓練を実施。

### 7 訓練の成果

- ・災害復旧用車両の海路輸送を行うとの想定で、海上自衛隊、中国電力等関係機関間の連携要領、搭載・卸下手順の確認と鳥取港使用の習熟を図ることができた。
- ・船舶避難中に急病者が発生したとの想定で、県消防防災ヘリが洋上航行中の巡視船「おき」への着艦訓練を行い、着艦要領を確認することができた。
- ・新型コロナウイルス感染症流行下における船舶による避難に際しての留意点を確認することができた。



多用途支援艦「ひうち」の鳥取港入港



災害復旧用車両（中電）の搭載